

令和6年度 中野区介護サービス事業者集団指導 (居宅介護支援事業所等)

日時 令和6年11月27日(水) 14時～16時

場所 中野区役所 6階 604・605会議室

● 次第

- 1 開催の挨拶
- 2 運営指導等に関する講義
介護保険課 介護事業者係
- 3 他係・他課からのお知らせ
(1) 介護保険課 管理係
(2) 介護保険課 介護認定係
(3) 福祉推進課 高齢者専門相談係
- 4 新宿労働基準監督署からのお知らせ
新宿労働基準監督署 安全衛生課

● 配布資料(中野区ホームページよりダウンロードしてください。)

- 令和6年度中野区介護サービス事業者集団指導(居宅介護支援事業所等)
- 別紙1 中野区介護保険施設等の指導監督基準
- 別紙2 令和6年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針
- 別紙3 軽微な変更の内容
- 別紙4 契約解除に関する対応の留意点(平成27年版 東京都における介護保険サービスの苦情相談白書の一部抜粋)
- 別紙5 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル(一部抜粋)

● 集団指導の開催にあたって

1 目的

集団指導は、介護サービス事業者が介護サービス事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報を伝達することを目的として実施します。お伝えする内容としては、遵守すべき法令の内容、各種サービスの取扱い、介護報酬請求に関する事項、苦情・事故報告への対応等になります。

3年から6年に1回事業所にて実地で実施する運営指導や6年に一度の指定更新申請時の審査と合わせて、国の定める基準に従い、適切なサービスが提供できるように各事業者と区が協力していく取り組みの一つとなります。ご理解の上、ご参加ください。

2 開催方法

集合形式、YouTubeによる録画配信にて開催します。YouTubeでは一定期間公開しますので、期間内に視聴をお願いします。公開期間はケア倶楽部にてお知らせします。録画配信の内容につきましては、以下の各回の集合形式による実施内容の録画となります。

3 対象サービス種別

集団指導の対象サービス種別は、各回以下のとおりです。

① 第1回（11月27日）

居宅介護支援、介護予防支援

※ その他介護支援専門員の在籍する事業所も参加可能です。（看護）小規模多機能型居宅介護）は居宅系サービスに該当するため、所属の介護支援専門員も参加必須としています。

② 第2回（12月26日）

通所系サービス（通所介護、総合事業通所型サービス、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）

③ 第3回（1月23日）

訪問系サービス（訪問介護・総合事業訪問型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

④ 第4回（1月30日）

認知症対応型共同生活介護及び（看護）小規模多機能型居宅介護

⑤ 第5回（2月20日）

介護予防支援

4 出席確認

集団指導の参加の出席確認は、集合参加または動画視聴のいずれの参加方法でもケア倶楽部にて配信するアンケートに入力していただく方法となります。動画の視聴期間終了と同時にアンケートの入力は締め切らせていただきます。

質問につきましても、アンケートに記入いただき、後日、区HP上で回答させていただきますこととさせていただきます。